

Yellow kite 規約

(名称)

第1条 本団体は、Yellow kite（イエローカイト）と称する。

(目的)

第2条 本団体は、歌を通して豊かな感性と人間性の育成を図ると共に、合唱、アカペラの楽しさと、メンバーと歌う楽しさを学び、次代を担う人間として成長することを目的とする。

(会計)

第3条 会計年度は、毎年6月1日に始まり翌年5月末日に終了するものとする。なお、年度初めに予算計画を作成するとともに、年度末に決算を行うものとする。

(会費)

第4条 会費は一人当たり1000円とする。新年度5月中に徴収することとする。年度途中に加入したものは入会后1か月以内に納入することとする。

(役員)

第5条 本団体は、次の役員で構成する。役員任期は1年とし、年度当初に開催する定例会議において改選する。ただし、再任を妨げない。

- 1) 部長1名 …団体を代表する。
- 2) 副部長1名…部長を補佐し、部長に事故等ある時若しくは不在の時はその職務を代行する。
- 3) 会計1名 …会計事務を処理する。

(決議)

第6条 本規約に定めのない事項については全部員の多数決により決する。

(改廃)

第7条 本規約は、全部員の決議により改廃される。

附則

この規約は、平成12年6月14日から施行する。

この規約の一部を改正し、平成27年10月23日から適用する。

この規約の一部を改正し、令和7年5月1日から適用する。